

組合員各位

中海協事務局

新型コロナウイルスによる送り出し各国の状況について（第4回）

前略

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、実習生達はスムーズに来日、帰国ができない状態が続いていますが、今後の見通しも含め、送り出し各国及び渡航の状況について以下の通りお知らせ致します。

草々

1. 中国の状況

中国～日本間の渡航について、8月までは週13便の運航予定となっていたものの、欠航が相次ぐ状況となっていました。9月からは日系航空会社、中国系航空会社合わせて週に17便が運航予定となっています。運賃は引き続き15万～20万円と高額になっています。

中国政府は9月25日より、中国へ渡航する中国籍、外国籍の旅客全員に対し、3日以内(発行日基準)のPCR検査の陰性証明が搭乗時に必要となる旨を発表しました。日本から直行便で中国へ渡航する場合は、搭乗前3日以内に指定検査機関でPCR検査の陰性証明を取得し、搭乗時にその原本及びコピーを航空会社に提出する必要があります。また、中国に入国後の14日間の隔離措置は継続されており、隔離期間にかかる費用は自己負担となっております。

在中国日本大使館では、8月28日より、在留資格を有する方を対象に、再入国申請の受付を開始しています。これにより、主に技能実習3号を行うため一時帰国中の実習生など、在留カードを持っている実習生は入国可能となっております。しかしながら、新規査証の申請受付はまだ再開しておらず、1号実習生や非継続型の3号実習生は来日の見通しが立っておりません。

2. ベトナムの状況

ベトナム～日本間の渡航について、9月から、ベトナム→日本へは日本の航空会社が週15便、片道運航予定となっており、9月9日時点では実質的に帰国できない状況に変わりはありません。

しかしながら、ベトナム交通運輸省傘下ベトナム民間航空局は、日本を含む6か国との定期便の運航を9月15日から再開することをベトナム交通運輸省に提案しており、本案が認められれば、ベトナム～日本間で週4便が運航することになる見通しとなっています。

現在は、ベトナムへ入国後14日間の隔離にかかる費用を国が負担していますが、定期便の運航開始後は自己負担となる可能性があるとの情報があります。

在ベトナム大使館では現在、在留資格を有する方の再入国申請と、3月27日までに発給された「技能実習」「特定技能」の査証を持ち、日本の水際対策措置の為に渡航できなかった方の再申請を受付開始しております。今後は、対象者を限定して以下の順番で審査を行っていくとのことです。

- (1) 現在、当館に査証申請中の方
- (2) 上記(1)を除き、2019年10月1日～2020年3月27日までに作成された「技能実習」又は「特定技能」の在留資格認定証明書を有する方
- (3) 上記以外で新規に査証を申請する方

3. ミャンマーの状況

ミャンマー～日本間の渡航について、在ミャンマー日本大使館より、8～10月に月2便がチャーター便が運航と発表され、帰国を希望しているミャンマー人の為に、成田発ヤンゴン行きのチャーター便が運航しておりますが、ミャンマー政府が行っている国際線旅客便の着陸禁止措置は9月末までに

延長されており、ミャンマー行きはチャーター便以外は運航していない状況です。ミャンマーに入国後の14日間の隔離措置は継続されており、隔離期間にかかる費用は国が負担しています。

9月1日、日本政府は、ミャンマー国籍者のうち、ビジネス上必要な人材等について、入国後14日間の隔離措置を条件に、日本への入国を認めることを発表しました。これには「技能実習」「特定技能」も含まれており、在ミャンマー日本大使館で、9月8日から新規査証の申請受付を予約制で開始しております。

4. インドネシアの状況

インドネシアでは新型コロナウイルス感染者が20万人を超え、死者数は8230人と東南アジア最多を更新しています。インドネシア政府は行動制限措置を何度も延長していますが、感染収束の見通しが立っていない状況です。

在インドネシア日本大使館では、4月2日以前に出国した在留資格保持者と、8月31日までに再入国許可をもって出国した在留資格保持者を対象に、再入国申請の受付をしておりますが、新規査証については、全く見通しが立っていない状況です。

5. 日本政府の措置

①日本政府は国際的な人の往来再開に向けた段階的措置として、ビジネス上必要な人材等の出入国について例外的な枠を設置し、試行していくこととしています。7月29日にベトナム、タイとの間で試行開始、9月8日よりミャンマー、マレーシア、カンボジア、ラオス、台湾においても試行開始しております。この試行措置は、中国を含む感染状況が落ち着いている国・地域と協議・調整を開始しております。

②日本政府はこの試行措置により入国した外国人を受け入れる企業・団体に対し、さまざまな誓約事項を設けております（2020年7月30日付通知文参照）が、その中で来日後2週間隔離する施設については、個室に風呂・トイレ等の設備が必須条件となっております。

6. 今後の実習生の来日・帰国について

①現在当組合で受け入れている4か国では、有効な在留カードを持って一時帰国をしている実習生に関しては、在外公館で手続きを経て入国できる状態にあります。

②ミャンマー人実習生に関しては、日本大使館での新規ビザの申請受付は開始しておりますが、まずは、在外公館がクローズした3月下旬以前に申請済みのビザから順に発給されていくものと思われます。当組合のミャンマー人実習生のビザ申請はこれから新規での申請となる為、順番としては、その次になると思われます。また、ミャンマー人実習生が来日する為には、ミャンマー労働省の出国許可も必要となっており、ミャンマーのコロナ感染状況によっては、ミャンマー側の規制がかかり、出国許可までの流れが滞留することも予想されます。

③ベトナム人実習生に関しては、今後、既に3月に申請していた一部の5月来日予定者のビザから順に発給していくものと思われますが、駐越日本大使館は発給数を制限しており、発給にはまだ時間がかかるものと思われます。

④中国人、インドネシア人実習生に関しては、新規ビザの受付をしておらず、しばらくは新規の来日はできない見通しです。しかしながら、感染状況が落ち着いている中国では、今後の政府間の調整・協議次第で見通しが立ってくると思われます。

⑤上記の日本政府の措置②により来日する場合、2週間の隔離施設として当組合の施設は使用できず、ホテルを隔離施設として確保しなければなりません。さらに技能実習機構より、入国前に必要となるPCR検査費用、民間医療保険費用、入国後の移動費用、14日間の隔離期間中の食費、宿泊施設費については、実習実施者が負担することが望ましく、技能実習生本人に負担させるべきではないとの通知があり、大変恐縮ではございますが受入れ企業様へ費用負担のご相談をさせていただく

ことになると存じます。

⑥帰国に関して、中国行きは増便しているものの、チケットは非常に高額な状態、ベトナム、ミャンマーは現時点ではチャーター便のみで実質渡航不可能、ベトナムは今後週4便の定期便が運航する予定ですが、便数が少ない為、チケットは非常に高額となることが予想されます。

以上、現時点の状況をご報告申し上げます。何卒ご理解の程宜しく申し上げます。
今後も新たな情報が入り次第、組合員の皆様に随時発信して参ります。

以上